



希少種の流通管理の在り方について

令和8年1月
環境省自然環境局野生生物課



目次

1. ペット流通種の譲渡し等規制に係る課題について
2. 生体の登録における個体識別措置に係る課題について
3. 委員へお伺いしたい主な論点

1. ペット流通種の譲渡し等規制に係る課題について

ワシントン条約（CITES : Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora）

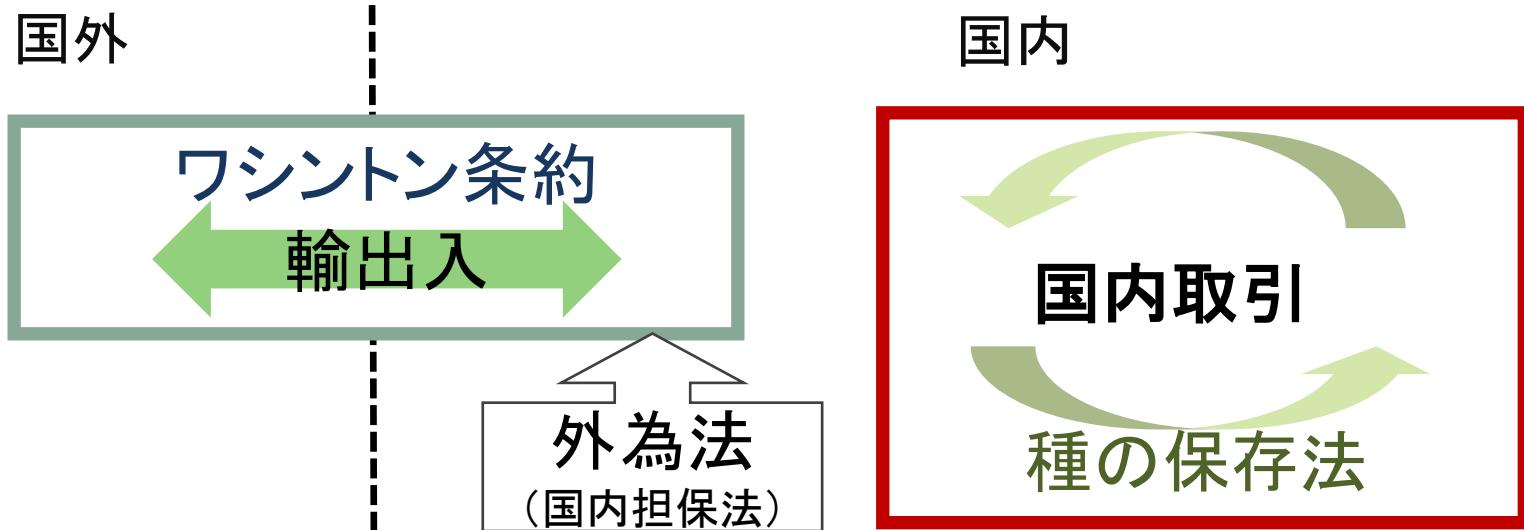
- 正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」
- 絶滅のおそれがあり、国際取引の影響を受けている野生動植物種の輸出入を規制
- 規制対象種（附属書掲載種）の改正等は、2～3年に1度開催される締約国会議で決められる

ワシントン条約附属書：分類ごとの規制

	附属書Ⅰ	附属書Ⅱ	附属書Ⅲ
基準	絶滅のおそれのある種で、取引により影響を受けるもの	現在必ずしも絶滅のおそれはないが、取引を規制しないと絶滅の可能性のあるもの	締約国が自国で規制を行う必要があると認め、取引の取締に他国の協力が必要と認めるもの
対象種※	約1,099種（植物395種） トラ、ジャイアントパンダ、アジアゾウ、コツメカワウソ、オオバタン、ヨウム、インドホシガメ、ブラジリアンローズウッド	約39,230種（植物33764種） キリン、カバ、アフリカゾウ（ボツワナ、ナミビア、南ア、ジンバブエの個体群）、ハシビロコウ、ヨーロッパウナギ、ブラジルボク	約506種（植物134種） セイウチ（カナダ）、アジアスイギュウ（ネパール）等 ※国ごとに指定
規制内容	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の取引は原則禁止 ・学術研究目的など例外的なものは取引可 ・輸出国、輸入国双方の政府が発行する許可書が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・商業目的の取引が可能 ・輸出国政府の発行する輸出許可書等が必要 	

- 管理当局：許可書及び証明書を発給する権限を有する
経済産業省(税関を通る場合)、農林水産省(水揚げ等税関を通らない場合)
- 科学当局：種の保護の観点から許可書等の発給に関して管理当局に助言する
農林水産省(植物及び水棲動物)、環境省(陸棲動物)

「ワシントン条約」を補完する観点から、種の保存法では、特に規制が強い
条約の附属書 I 掲載種の国内取引を規制。



種の保存法の施策体系（令和8年1月現在）

(平成4年6月制定・平成5年4月施行)

(我が国に生息する希少種の保護)

- レッドリストの作成
 - レッドデータブックの作成
- 絶滅危惧種3,772種（第4次）**

(外国産の希少種の保護)

ワシントン条約附属書I掲載種

二国間渡り鳥等保護条約(協定)通報種

希少野生動植物種(第4条第2項)

国内希少野生動植物種(第4条第3項)**458種**

国際希少野生動植物種(第4条第4項)**813種**

捕獲等の禁止
(第9条)
※2

譲渡し等の禁止
(第12条第1項)
※1,2

販売目的の陳列
広告の禁止
(第17条)

輸出入の禁止
(第15条第1項)
※1

※1 特定第一種国内種は適用除外（第12条第1項第2号等）。特定国内種事業として行う場合には届出が必要（第30条）

※2 特定第二種国内種は販売・頒布等の目的での捕獲等・譲渡し等のみ規制（第9条第2号等）

生息地等保護区の指定(第36条第1項) **10地区指定 (1,489ha)**

環境省が指定・管理

保護増殖事業計画(第45条第1項) **79種（亜種を含む。）**

環境省（+各省）が策定（告示）
環境省の保護増殖事業

認定希少種保全動植物園等の認定(第48条の4第1項)

25園認定

認定園が行う希少野生動植物種の譲渡し等については許可手続き不要。

個体等の取扱規制

生息地保護

保護増殖

動植物園

譲渡し等の禁止
(第12条第1項)

販売目的の陳列
広告の禁止
(第17条)

輸出入時の承認
の義務付け
(第15条第2項)

下記の場合例外的に譲渡し等が可能

法第20条に基づく、環境大臣（又は個体等登録機関）
の「登録」を受けた場合
(第12条第1項第6号)

象牙等で全形を保持しないものを譲渡しする場合
(第12条第1項第4号等)

※特定国際種事業（べつ甲）として行う場合には届出
が必要（第33条の2）

※特別国際種事業（象牙）として行う場合には登録が
必要（第33条の6）

種の保存法による譲渡し等の規制の意義

- 国内希少野生動植物種と国際希少野生動植物種の譲渡し等規制の意義は異なる。

譲渡し等規制の目的

- ① 商業的な流通を禁止することにより、違法な捕獲/輸入の要因を減殺するとともに、違法に捕獲/輸入された個体等が市場に流通することを抑制する。
- ② 本来、種は野生の状態で保存されるべきものであるが、学術研究等の目的で捕獲された個体等や規制前に捕獲/輸入した個体等など、人の管理下に置かれることを容認せざるを得ない個体等について、譲渡し等の目的を限定し、管理体制をチェックするなど、適切に取り扱われるようにする。



✓ 国内希少野生動植物種（レッドリスト等をもとに選定）

- ① 種の保存法第9条の捕獲規制の実効性を高め、我が国に生息する絶滅のおそれのある種の生息・生育地における違法な捕獲・採取を抑止する。
- ② 学術研究、域外保全等の目的で捕獲された個体を適切に取り扱う。

✓ 国際希少野生動植物種（ワシントン条約附属書Ⅰ掲載種、二国間渡り鳥条約通報種）

- ① ワシントン条約（及び二国間渡り鳥条約）に基づく国際取引の規制の実効性を高め、国際的に絶滅のおそれのある種の生息・生育地における違法な捕獲・採取を抑止する。
- ② 動物園等における飼育繁殖、教育等の目的で輸入した動植物の個体を適切に取り扱う。

国際希少野生動植物種の譲渡し等規制の概要



- 種の保存法第4条第3項に基づき国際希少野生動植物種に指定された種は、**譲渡し等及び販売目的の陳列や広告が原則禁止**される（種の保存法第12条、17条）。
- 学術研究、繁殖、教育、生息状況又は生育状況の調査、その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的である場合には環境大臣の許可を受けて譲渡しを行うことができる（種の保存法第13条、種の保存法施行規則第6条）。
- 規制前取得個体等については、**個体等登録をすることで売買を含む譲渡し等及び販売目的の陳列や広告が可能**（種の保存法第20条）。登録において、一部の種の生体については、個体識別措置が必要。発行される登録票とともに譲渡し等しなければならない。

譲渡し等の禁止(法第12条)



売る・買う



あげる・もらう



貸す・借りる

販売・頒布目的の陳列、広告禁止(法第17条)



陳列・広告



※インターネット上の
広告も対象です。

生体、はく製だけでなく、種によっては羽、牙等の器官、毛皮やバッグ等の加工品も含まれます。



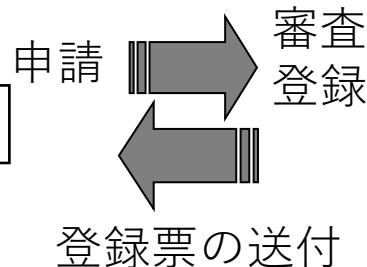
■ 生体の個体等登録において個体識別措置が必要な種

対象種	個体識別措置
哺乳綱のうち、水生生物以外	マイクロチップ
鳥綱全種	マイクロチップ又は脚環
爬虫綱のうち、最大体長が一定の大きさ以上のもの	マイクロチップ
オオサンショウウオ属全種	マイクロチップ

→個体等登録した生体は、登録票とともに譲渡し等することが必要



国際希少野生動植物種の個体等登録（法第20条）



占有者（飼い主、所持者等）

個体等登録機関

(一財) 自然環境研究センター

登録の対象

規制適用前（ワシントン条約附屬書Ⅰに掲載される前）から日本にいる個体等

- ## ①規制適用前取得個体等

規制適用後（ワシントン条約附屬書Ⅰに掲載された後）に日本に入ってきた個体等

- ②国内繁殖個体等
 - ③適法輸入個体等

(条約の承認を受けた繁殖施設由来個体など)

登録に必要な主な書類

- 登録申請書
 - 登録を受ける個体等の写真
 - 個体識別番号を確認できる写真（対象種のみ）
 - 個体識別番号の証明書（対象種のみ）
 - 入手経緯を証明する書類（経緯書及び通関書類等）

申請書例

個体識別番号の証明書例

やむを得ない事情と対応状況

- 譲渡し等の規制を厳密に運用してきた一方、個人で飼養されている長寿命のペット（鳥類やリクガメ）においては、商業目的ではなく、やむを得ない事情で飼いきれなくなった個体の保護の観点から譲渡し等が行われるケースがあり、環境省への直接の相談（違反対応を含む）もある状況。
- 違反対応や個体のその後の取り扱いについては、法令に基づいて適切に判断している。

■ 令和7年度 環境省への行政相談受付事案

※2025.12.25現在。

種名等	対応個体数	件数
ヨウム	4 個体	4 件
キエリボウシンコ	2 個体	2 件
コバタン	2 個体	1 件
オオキボウシンコ	1 個体	1 件
インドホシガメ	2 個体	2 件
クモノスガメ ヒラオリクガメ	計 2 個体 (各 1 個体)	1 件
マダガスカルホシガメ	1 個体	1 件
その他	1 個体	1 件
計	15個体	13件

令和7年度における占有者の高齢、死亡、疾病、経済状況等による譲渡しに係る対応件数

13件（15個体）

環境省に相談がある種は、鳥類やリクガメ等、長寿命な種が多い傾向。

■ やむを得ない事情により個体等譲渡し等が行われるパターン

✓ パターン①

飼養者の半永久的な不在により残されたペットを世話をするために行われる場合（飼養者の死亡、病院・介護施設等への入居、ペットの遺棄等）

✓ パターン②

飼養者の一時的な不在にともない、飼養ペットの世話をするため行われる場合（出張、旅行等）

✓ パターン③

身辺整理のために行われる場合（高齢、認知機能低下、身体不自由等の事由）



それぞれのパターンへの対応例を次のスライド以降で事例をもとに紹介します。

□事例1 マダガスカルホシガメ

■ 概要

個体等登録を受けることができないマダガスカルホシガメについて、飼い主A氏が入院し飼育不可となったため、急遽、A氏の姉B氏が代わりに飼育することになったもの。

■ 対応

- 入院に伴う一時的な預かりは、種の保存法第12条第1項違反に該当するため、環境省でB氏に違反対応を実施（A氏は体調不良により指導不可）。
- 本来、個体等登録なく譲渡し等する場合、学術研究、繁殖目的等の公益的な目的で、環境省の許可手続きを経たうえで、A氏から動物園等の施設へ譲渡し等する必要があった。A氏→B氏の譲渡し等は公益的な目的が認められないため許可できない。
- 当該個体は、A氏が体調不良により申請手続きが厳しい状況だったため、B氏がA氏から委任を受けて環境省へ許可申請を行い、動物園へ譲渡し等をした。

□ 事例2 ヨウム

■ 概要

- ① 個体等登録をしていないヨウムを飼養していたC氏が入院したため、C氏の息子D氏が当該ヨウムを引取り飼育することとなった。
- ② D氏は出張に際し友人E氏にヨウムを一時的に預けることとした。
- ③ D氏が出張中に事故死したため、E氏は当該ヨウムを返却できなくなった。

■ 対応

- ①（入院に伴う譲渡し等）及び②（出張に伴う一時的な預かり）は種の保存法第12条第1項違反に該当するため、環境省でE氏に違反対応を実施（C氏は体調不良、D氏は死亡により指導不可）。
- 本来、個体等登録をしたうえで譲渡し等する必要があった。
- ヨウムはC氏が飼養できない状態のため、相続人が個体等登録の手続きをした後に動物園等への譲渡し等ができるよう指導中。

■事例3 ヨウム

■概要

高齢者のF氏が身辺整理のため、NPO法人にヨウムの引き取りを求めたが、当該ヨウムが個体等登録を受けられない個体であったため、NPO法人から環境省にF氏→NPO法人→里親の譲渡し等ができないか相談があったもの。

■対応

- 個体等登録なく譲渡し等する場合、公益的な目的で譲渡し等が可能な動物園等の施設へ、環境省の許可手続きを経て譲渡し等をする運用をしている。
- 里親への譲渡し等は現法令上不可であることから、当該個体の引き取りが見送られている。

詳細はNPO法人TSUBASA様より紹介いただきます

現行制度上の課題

- やむを得ない事情での譲渡し等、**本来の国際希少野生動植物種の譲渡し等規制の目的**（違法捕獲や輸入等の要因を減らし、違法に捕獲された個体等の市場流通を抑制する等）の達成には影響が少ないと考えられる譲渡し等が法令違反となってしまうケースがみられる。
- このような事態を避けるため、個体等登録の周知も必要ではあるが、特に長寿命種では、個体の由来を証明する通関書類等が喪失している場合、**個体等登録が困難になるケースも懸念される**。
- 環境省への問い合わせの多くを占める長寿命な種については、飼育者の高齢化も進んでいると考えられる。動物園等での引き取りにも数的な限界があることを踏まえると、**今後、行き場のない個体が増えることも想定**され、社会的課題と考えられる。

■ 輸入量と個体等登録数のギャップ

※ 環境省調べ。

輸入量はCITES Trade Databaseより、生きている個体のImporter reported quantityを集計。

種名	輸入量 (2000~2023)	累計個体等登録数 (2023時点)	寿命
ヨウム	10,635個体 (卵含む)	3,053個体	50年程度
インドホシガメ	42,194個体 (2020以降記録なし)	1,453個体	25~50年程度

これら長寿命種について、輸入量に比して個体等登録数が少ないため、今後、個体等登録されていない個体をやむを得ない事情で譲渡さなければならない事態は増加する可能性が高い。

■ 有識者へのヒアリング記録

※ 令和6年度絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況等に関する会議の開催運営及び流通管理に係る課題調査等業務報告書 より

- ・ **長寿命種の飼い主が高齢化することにより飼育困難になるケースが増加**している。（所有には登録の必要がないため）規制前から保有し登録していない所有者が多く、特に長寿命種では由来証明書類の喪失などにより登録困難なケースが懸念される。
- ・ 動物園が人手不足で、動物の世話をしっかりできる人が減っている。動物を移動させることに多くの労力がかかるため、**引き取りをあきらめる園館も出ている**。

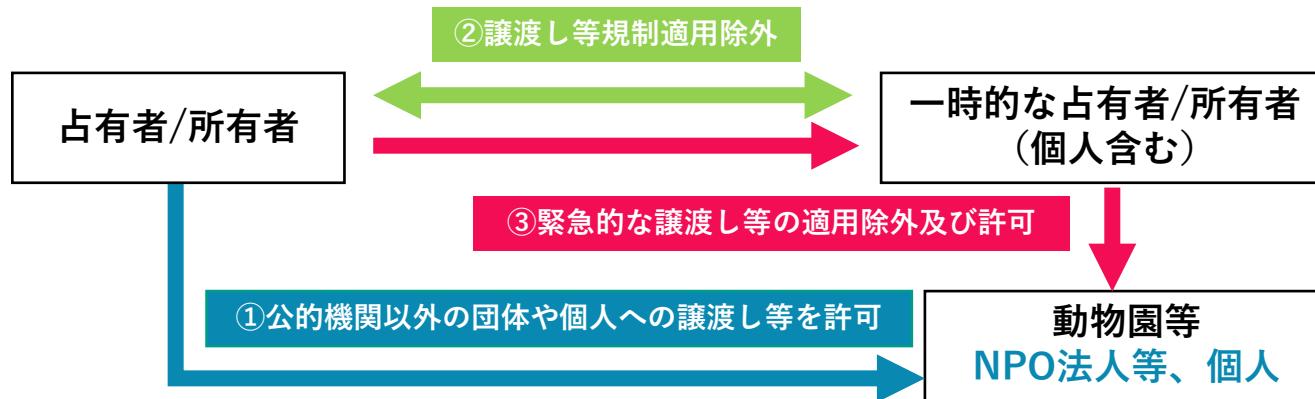
考えられる対応案

□ 規制対象の見直し

一部の種の繁殖個体については譲渡し等の適用除外規定がある（種の保存法施行規則第5条第2項第9号）が、定期的な見直し等はされていないことから、対象種を見直す。

□ 許可等の手続きに係る見直し

- 希少野生動植物種の個体をやむを得ない事情で譲渡し等せざるを得ない場合



- 譲渡し等の許可の対象となる目的を追加し、やむを得ない事情による希少野生動植物種の生体の譲渡しについて許可を可能とする。
- 短期の出張や入院等に伴い家族等に預ける行為やペットホテルの利用など、一時的な預かりについては、譲渡し等規制の適用除外とする。
- 事故や入院などやむを得ない事情で緊急的に生体を預かる場合についても、譲渡し等規制の適用除外とし、一時的に預かった者による譲渡しも許可を可能とする。

考えられる対応案

□ 規制対象の見直し

一部の種の繁殖個体については譲渡し等の適用除外規定がある（種の保存法施行規則第5条第2項第9号）が、定期的な見直し等はされていないことから、対象種を見直す。

対応を進めていくにあたっての論点

- ・ 国内市場がほぼ繁殖個体であると考えられる種や輸入実績がない種等については、適用除外の検討対象となりうるのではないか。
- ・ 一方、国内に流通している希少野生動植物種の実態（市場規模、ブリーダーの有無、輸入個体、国内/国外繁殖個体の割合など）が不明であることから、今後、流通実態の調査を実施したうえで、対象種の見直しを定期的に検討することは妥当か。

考えられる対応案

□ 許可等の手続きに係る見直し

- ① 譲渡し等の許可の対象となる目的を追加し、やむを得ない事情による希少野生動植物種の生体の譲渡しについて許可を可能とする。
- ② 短期の出張や入院等に伴い家族等に預ける行為やペットホテルの利用など、一時的な預かりについては、譲渡し等規制の適用除外とする。

対応を進めていくにあたっての論点

■ やむを得ない事情による希少野生動植物種の生体の譲渡しを許可の対象とする

- ・ 現状では、種の保存法で許可できる目的に合致しないため、目的の追加が必要である。**種の保存法で、譲渡し等を許可できる目的として、個体の福祉上必要等の目的を設定することは妥当か。**

※種の保存法で譲渡し等を許可できる目的：

学術研究、繁殖、教育、生息状況又は生育状況の調査、その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的

- ・ やむを得ない事情の定義はどのようなものが考えられるか。

例）「生きている個体」かつ「商業目的でない」場合であって「病気・事故・高齢など占有者の健康状態によるもの」又は「破産、倒産、貧困など占有者の経済状況によるもの」など。（緊急性もありうる）

■ 一時的な預かりを譲渡し等規制の適用除外とする

- ・ 適用除外とする一時的な預かりの定義はどのようなものが考えられるか。

例）個体等登録の変更や博物館の譲受けに係る届出の提出期限としている30日以内の一時的な貸し借りについては占有移転とみなさないとする、など。

2. 生体の登録における個体識別措置に係る課題について

現行制度上の課題

- 個体識別が必要かつ可能な国際希少野生動植物種の生きている個体については、個体等登録において個体識別措置を行う必要がある。これにより個体と登録票との対応関係の徹底を図る制度となっている一方、施行状況評価報告では以下が制度上の課題としてあげられた。
 - ① 個体識別が必要であるが技術的に困難な種について対応できていない
 - ② 個体のサイズや老齢である等のやむを得ない事情によって個体識別措置（マイクロチップの挿入）が難しい場合がある
- これらの課題に対応するため、個体識別措置の代替措置について検討してきたが、各手法に課題が存在し、現段階で導入は難しいと考えられる。

※DNA識別は実用化に向けた研究の進展や事業化が期待される※1

■ 個体識別措置の代替手法に関する実現可能性の評価※2

識別手法	主な特徴	技術的課題	実現可能性の評価
AI画像識別 (斑紋パターン等)	<ul style="list-style-type: none"> ・非侵襲的手法 ・成長による変化を記録可能 ・虹彩等の不变部位での識別可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・大量データによる基礎研究が必要 ・鳥類は外観判別が困難 ・撮影条件の標準化が必要 ・成長に伴う変化への対応（特にカメ類） 	短期的な実現は困難 基礎研究に多大な費用負担
DNA識別	<ul style="list-style-type: none"> ・高精度な個体識別 ・幼老に関わらず分析可能 ・全種で活用可能な汎用性 	<ul style="list-style-type: none"> ・良質なDNA採取方法の確立 ・遺伝子領域の探索が必要 ・登録更新時の再分析コスト 	基礎研究に時間要する 費用対効果の課題あり
マイクロチップ外部貼付け (エポキシ樹脂等)	<ul style="list-style-type: none"> ・低侵襲 ・装着が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・すぐに脱落する可能性が高い ・取り外し、付け替え等の悪用の可能性 	実用性に重大な課題あり
タトゥー・皮下色素埋込み等	<ul style="list-style-type: none"> ・永続的な識別が可能 ・外部から視認可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・施術時の疼痛のリスク ・単純な模様の場合、偽造等の悪用の可能性 	個体への負担と 偽造リスクの課題あり

※1 令和5年度希少野生動植物種の個体識別措置及び取引監視手法に関する課題調査等業務報告書

※2 令和6年度絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況等に関する会議の開催運営及び流通管理に係る課題調査等業務報告書

考えられる対応

□①個体識別が必要であるが技術的に困難な種への対応について

- 成体のサイズが小さいことからマイクロチップの挿入が困難な種について、国内に野生由来の個体の流通が確認されているなどの理由から、現状、どうしても個体識別措置を要するような種はないと考えられる。
- 今後、成体のサイズが小さすぎてマイクロチップ挿入に適さない種について個体識別措置が必要となつた場合については、種ごとにマイクロチップの代替措置の検討を進める。

対応を進めていくにあたっての論点

- ・ 個体識別措置（マイクロチップ挿入）が技術的に困難だが必要な種の考え方は妥当か。

■ 爬虫類の個体等登録数と個体識別措置

順位	種名	総登録数 (2017-2023)	個体識別措置
1	インドホシガメ	1358件	マイクロチップ
2	ビルマホシガメ	765件	マイクロチップ
3	マダガスカルホシガメ	427件	マイクロチップ
4	アオマルメヤモリ	388件	—
5	パンケーキガメ	325件	マイクロチップ
6	ワニトカゲ	226件	マイクロチップ
7	ハミルトンクサガメ	94件	マイクロチップ
8	おおあたまがめ科全種	93件	マイクロチップ
9	アンナンガメ	50件	マイクロチップ
10	シャムワニ	42件	マイクロチップ

爬虫類の個体等登録数トップ10のうち、個体識別措置の適用除外にしている爬虫類（全17種）はアオマルメヤモリのみ。

■ アオマルメヤモリの輸入数（2017年1月2日指定）

種名	輸入量（2000~2023）
アオマルメヤモリ	40個体 (2016年の輸入記録1件のみ)

※ 環境省調べ。
輸入量はCITES Trade Databaseより、Exporter reported quantityの値。
輸入個体数と個体等登録数にギャップ。国内にブリーダーが存在し、国内繁殖個体が個体等登録されている。



種名：アオマルメヤモリ
分類：とかげ亜目 やもり科
分布：タンザニア東部の固有種
サイズ：全長：～85mm
SVL※：～41mm
※鼻先から総排泄腔までの長さ

考えられる対応

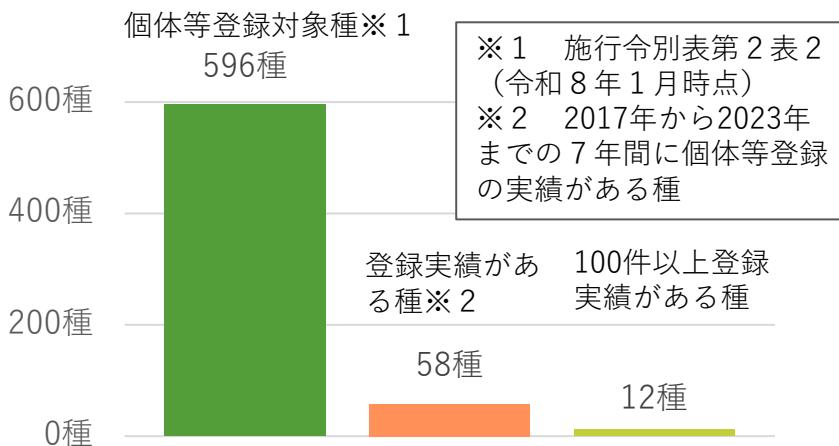
②個体のサイズや老齢である等のやむを得ない事情によって個体識別措置が難しい場合について

- 高齢や病気などやむを得ない理由でマイクロチップが挿入できず個体等登録ができない個体については、**商業取引ではない等の要件を整理した上で譲渡し等の許可を可能とする**※。
 ※希少野生動植物種の個体をやむを得ない事情で譲渡し等せざるを得ない場合と同様に対応。
- 動物福祉の観点から、**種ごとにマイクロチップ挿入体サイズの最低基準を作成する**。
- これらの基準に該当しない個体について**商業目的での流通は認めない**。

対応を進めていくにあたっての論点

- ・ 結果的に、個体識別措置ができない個体について商業目的の流通を認めないことは妥当か。
- ・ 体サイズの基準については個体等登録の対象種全てに対応するのは現実的でないことから、**個体等登録の実績のある種のみを対象とし、その他は分類群ごとの統一基準とする**等の対応は妥当か。

個体等登録の登録実績がある種について



他国における動物の個体識別措置の例外規定

- ・ ドイツ
体重200グラム未満（カメの場合は500グラム未満）の個体はマイクロチップ挿入が免除。
- ・ オーストラリア（南オーストラリア州）
マイクロチップのサイズが動物の体重の5%を超える場合は個体識別措置の対象から除外。
- ・ フィリピン
体長10cm未満のカメにはマイクロチップ挿入以外方法を考慮する必要。
- ・ 米国
4インチ（約10cm）未満のカメ目の販売、販売目的での保有及び頒布等を禁止。

3. 委員へお伺いしたい主な論点

委員へお伺いしたい主な論点

1. ペット流通種の譲渡し等規制に係る課題について

- 国際希少野生動植物種の譲渡し等規制の目的の達成に影響が少ないと考えられる場合、より適切な規制となるよう規制を緩和することは妥当か。
例)
 - やむを得ない事情による譲渡しの規制を許可対象にする。
 - 一時的な預かりを譲渡し規制の適用除外にする。

2. 生体の登録における個体識別措置に係る課題について

- 個体識別措置のが必要だが技術的に困難な種であって代替措置が必要である種は現状いないという整理は妥当か。
- 種ごとにマイクロチップ挿入の最低体サイズ基準を定めることは妥当か。